

令和5年7月25日

事業者の方へ

西海市総務部総務課

営繕工事に係る契約書につづる設計図書について

西海市では、契約書につづる設計図書について契約上拘束される書類とそうでない書類を明確にするため下記のと通りの取り扱いに改めますのでお知らせします。

記

1. 適用工事
西海市が発注する営繕工事（建築物の新築・改修・修繕等）
2. 編集方法
縦覧設計書の内、設計図書と参考資料を分割・編集する。
3. 設計図書の内容（契約上、拘束する）
設計図書は、工事目的物の品質・規格・数量など、発注者が契約事項として指定する情報や個々の工事における特記事項を記載する。
なお、設計図書は契約事項が記載された書類であるため、契約図書の一部となる。
4. 参考資料の内容（契約上、拘束しない）
参考資料は、入札参加業者の適正・迅速な見積もりに必要な情報（積算に用いた建築資材、建設機械の機種・規格、指定仮設以外の仮設の数量など）を記載する。
また、見積もりにより決定した歩掛等を積算に使用した場合は参考資料において、数量（工数等）を公表する。ただし、県及びその他の機関等により公表されている積算基準による数量（工数等）は非表示とする
なお、参考資料は契約上の拘束力を生ずるものでないため、契約図書には添付されない。

5. 契約書の作成

<p>契約書に 綴る書類 (設計図書)</p>	<p>① 西海市建設工事標準請負契約書 ② 仲裁合意書 ③ 必要に応じて別紙の「解体工事に要する費用等」 ④ 質疑回答書 ⑤ 設計図書表紙 ⑥ 現場説明書 ⑦ 特記仕様書 ⑧ 図面 (原則A3版)</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 100px;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">}</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">設計図書</div> </div>
<p>契約書に 綴らない書類 (参考資料)</p>	<p>⑨ 参考資料表紙 ⑩ 本工事内訳書 ⑪ 工事明細書 ⑫ 特殊単価一覧 (見積もり単価等を公表する)</p>

6. 落札時に渡す書類

改め前：④～⑫ 2部

改め後：④～⑧ 2部

7. 実施時期

令和5年8月1日以降に契約を締結する工事から実施します。

お問い合わせ

西海市総務部総務課契約班

0959-37-0026